○関東地方整備局告示第二百七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千葉県山武郡大網白里町餅ノ木字日向前二一番二から同町金谷郷字腰巻五七〇番一	前	四〇・〇〇～一二三・〇〇メートル　一・五〇〇キロメートル
	後	三一・〇〇～三八・〇〇メートル　〇・〇三〇キロメートル
千葉市緑区小食土町一一八八番一地内	前	五二・〇〇～二六一・〇〇メートル　〇・四四〇キロメートル
	後	二五・〇〇～二七三・〇〇メートル　五・九四六キロメートル
茂原市柴名字間之山五七四番一から同市柴名字天神廟九七七番三まで	前	三三・〇〇～一一九・〇〇メートル　〇・六五一キロメートル
	後	二五・〇〇～一二四・〇〇メートル　〇・六六二キロメートル
茂原市上太田字左鉢一五一六番一から千葉県長生郡長柄町榎本字ドフメキ二二一番地先まで	前	寄合楽八七番一
	後	千葉県長生郡長南町関原字仲谷三一一番一から茂原市石神字寄合楽八七番一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
みどり市笠懸町鹿三〇〇三番七地先から同市笠懸町鹿二九三七番一まで	前	一四・七〇～四八・七〇メートル　〇・一三八キロメートル
	後	三二・五〇～四八・七〇メートル　〇・一三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	幸手市大字平須賀字本村裏一八五一番二地先から同市大字平須賀字赤木裏二二五一番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月三十一日

○関東地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館三八六番一から同町大字幸主字幸館一〇三六番まで	前	二六・六八～二七〇・〇七メートル　〇・〇九七キロメートル
	後	二九・八五～二七〇・〇七メートル　〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館三八六番一地先から同町大字幸主字幸館一〇三七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月三十一日

○関東地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四〇九番二地先から同市大和田三丁目一一九番一〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月三十一日

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号